

開國起原

特
リ伊5
2110
22



95
2110
22



開國起原卷二十一

各國條約四

葡萄呀條約

及稅則

蘭文翻譯

マ一イエステイト
尊称小
首之ハ 葡萄呀國主
エステイト日本大君と兩國乃關係を且永續

總親乃基小處せんおとを欲し且其名臣民の
 貿易の交通を容易ふせん事を欲して夫らた
 め平和總親からひ貿易の條約に及らん事を
 決し其全權として選任せ皇即ちマリーエス
 テイト葡萄酒呀國王よりツトファンデンコロ
 ーテニレイクスラードファンセイ子マリー
 エステイトデンコーニングファンポルテユ
 ガルゴーフル子ウルゼ子ラールファンマカ
 オゲフォオルマクテイクデファンポルテユガ
 ルイニシナーコムマニデウルデルオルデ

海舟書屋

スファンストベントダウ井ズファンオンセ
 リーフエフロウデルコンセプシーフアント
 ファンカーレルデルファンスバニーエン
 ファンテオリファントファレシアムオフヒ
 ーシールファンテメーストオノラーブルオ
 ルデファンヘツトカステールエンヘツトス
 ワールドリツドルファンテオルデファンキ
 リステユスオツプルゲサグフールテルイン
 テフロートファンセイ子マリーエステイト
 デレコーニングファンポルテユカル等々々

官名小
有之ハ
イシドローフランシスコギエマレイ
又
有之ハ
人若小
を并小
マリーイスエステイト日本大君
冬溝口讚波守酒井隱波守松平次郎兵衛小命
一互ニ双方乃全權ト述ヘ其狀直ク且相應リ
あふを見てのち次乃條々を同意一決定セリ

第一條

あハにマリーイステイト葡萄呀國王其親族
おハひ世々トマリーイステイト日本大君ト
并小其互の所領及ひ臣民乃間小永么此平和
懇親あふ應一

海舟書屋

第二條

マリーイスステイト葡萄呀國王江戶府小立
留せふため乃チプロマチーキアゲンドを并
小此條約ふて葡萄呀貿易小開きた然日本乃
一港又冬各港乃互留とるコンシユル或るコ
ンシユライルアゲンドを命と應一葡萄呀の
チプロマチーキアゲンドおハひコンシユル
セ子ラール冬故障ふく日本國の部内を旅行
事係理ある應一
マリーイスステイト日本大君タリスサボニ

在留をふためろチフロマチーキアゲントを
差小葡萄呀乃港あるひ冬名港の烏めコンシ
ユル或冬コンシユライルアゲントを命多へ
日本乃チフロマチーキアゲントかよひコンシ
ユルゼ子ラール冬故障ふく葡萄呀乃部内を
旅行する理あるに

第三條

箱館神奈川長崎港からひ町冬千八百六十年

第十月一日

即万延元年
八月十七日

葡萄呀臣民乃た先り

海舟書屋

開くに是小港一港乃港からひ町を名とす
に附いたる月日小葡萄呀臣民に開くに
新瀉或冬若く新瀉と港として不都合とす
事あらと他乃都合らに一港を日本の西海岸
して尤も此港治定次第可開乃期日を告知
に

兵庫冬千八百六十三年第一月第一日小前に
載り各港からひ町小か以て葡萄呀臣民連絡
に留るに彼等土を賃を以て借置其地小あ
る建物を買ふ理あるに且彼等住宅からひ

倉庫を営む屋一係一住宅或は倉庫を建する小
 託して堡砦あふひを武備所を営む屋らるる
 此條に隨て一切た先日本司人造管變革或
 是修復する建物之時々見分る所理り不願し
 葡萄酒呀臣民其建物乃た先附る所及ひ港
 規定を各所の葡萄酒コニシユル及ひ日本司
 人して定む一差一彼等同意し能はさば時
 其事件と葡萄酒呀チブロマナ一キアゲント
 と日本政府示し所置せしむ屋一墾田或は
 門を日本人より葡萄酒呀臣民在留する場所の

海舟書屋

周圍小管海を或は修する自由乃出入を妨げ
 不事を為さば海一
 開きする日本港りかゝるて此疆界中を葡萄
 呀臣民欲する所不行く事自由を許す
 神奈川ふて六郷川 是ハ川崎と品川の間に
て江戸湾小合を川あり 其他
 諸方の十里より
 箱館ふて諸方の十里より
 兵庫よりハ京都の方を除て以て諸方の十里
 より疆界を京師乃町より十里遊け所は
 兵庫小来船りの乗組を兵庫と大坂乃間

て海灣小舎は猪名川と繋ぎあふる處
 其距離を前より載るる各港の所用所返るハ役
 所より陸上を測る處
 其里数を英吉利尺度四千貳百七十五ヤールド
 小同
 長崎にて其周圍小互る公領の各所と葡萄
 呀臣民行く事を得處
 新瀉若くは其事小寄る之小代は場所の境ハ
 葡萄呀チブロマチーキアゲントと日本政府
 少く定む處

海舟書屋

千八百六十二年第一月一日より葡萄呀臣民は戸
 町小及千八百六十三年第一月一日より大坂町小
 只高賣を為したる日の子を留るへは此處の各小
 おろく葡萄呀臣民家屋を賃を以て借る一の相違の
 場をおよひ各所へは距離を葡萄呀チブロマチーキ
 アゲントと日本政府にて定む處

第四條

マリーイエステイト日本大君の所領小おゐて
 葡萄呀臣民の間より起る却て所持乃物あるは
 其人小法以て理非の争はる葡萄呀司人乃裁

新小従不願一

第五條

葡萄呀臣民小對一惡事と爲一罪科ある日本
臣民冬日本司人小て捕一日本法度小隨て罰
与願一

日本臣民或冬外國臣民何ふひ吾國人小對一
惡事と爲心不葡萄呀臣民冬コニシユルある
ひ冬他乃夫の爲威權何公の官人小て糾一
葡萄呀の法度小隨て罰与一
裁許と双方よかるく廉直に偏頗なく爲と願

第六條

日本人小居て訟訟爲とて理あ不葡萄呀臣
民冬コニシユル館小赴き其難儀を述願一コ
ニシユル冬事の次第を吟味一是を實意り受
与願事訟務と一

前因概小若一日本人葡萄呀臣民小宛て訟を
爲とて理あ不時冬矢張其訟をコニシユル聞
是を實意小受置とる事と務と一
あ、に争ひ起里コニシユル是を實意小受置

いかに記程の次第ある時日本司人乃扶助
を索め一同して事の次第を吟味し了らた先
當然乃判断を為し了ら

第七條

若し日本臣民葡萄牙臣民ふかしたる借財を
拂ふ事と為りあるは其計策と以て是れ進ん
と或る時日本司人其人を裁断し掛け嚴重
し借財を償ふしむる事と務むしからし若
し葡萄牙臣民計策と以て進んとし或る日本
臣民ふ借財ありて其償ふ事以借る時ハ葡萄

牙司人同根彼を裁断に掛け嚴重し借財を償
ふしむる事と務むし

葡萄牙からし日本政府は葡萄牙或る日本臣
民より為せし借財乃拂方し然て引續けり

第八條

日本政府して葡萄牙臣民日本人を法度し准
ふる場合し用ふに付て決而意儀あるは

第九條

日本にあらず葡萄牙臣民其宗旨と自由し修
し海を許し了らし了らた先葡萄牙臣民ハ相應

乃拜所と管む理何ふ也

第十條

都て外國貨幣と日本通用し同種の日本貨幣と同量小引當ふし葡萄呀の如し日本臣民互に拂方を為すに自由し外國或は日本貨幣を用ひ也

貨幣の諸種 日本銅貨幣を除き 如し貨幣を造らざる

外國金銀を日本より輸出せし事を得也

第十一條

葡萄呀海軍乃ため用意品を神奈川箱館長崎

海舟書屋

小陸上し高税を拂ふこと葡萄呀政府官人乃艦に保護せし倉庫に納む也併し此用意品を日本にかゝりて賣ふときは買入人はた高税を日本商人に拂ふ也

第十二條

若し葡萄呀船時り臨みて日本海岸にて難破し何ふひを漂着し或は止次海に日本大君乃領内小ある港に難を避んとす時日本商人其事を知らし直に可成支厚く扶助し船中乃人を眞實に取扱ひ必用とせばに寄る者

小あふコニシユル乃場所小送海方便を好ふ也

第十三條

日本乃開一港乃一の近邊小来ふ葡萄呀高船
冬水先業内者を雇ひ港内に業内せしむ取事
自由なる也

前同根葡萄呀高船都而法度り准ふ借賦お
り租税拂済出帆乃用意整へ後冬水先業内
者を雇ひ港外業内せしむ也

第十四條

海舟書屋

貿易小開一各港小なるて葡萄呀臣民禁制乃
品にあらざる商物の諸種を自國或は他港よ
り輸入し其地小て賣拂且其地小く買入自國
或は他港より輸出する事に法き十分乃自由也
得當今の條約小添ふ目錄小記したる通の高
税拂済乃とその他價を一切拂ふざる也

只日本政府及ひ外國人へのみ賣ふ事と得
る軍用の品と除く葡萄呀臣民双方小て賣買
乃た先所持る品物と自由り日本人より買
ひ及是小賣買し此賣買或は持方と為し或

其其拂方以請取ふかゝるて日本官人乃之合ふ
く且都て日本人と差別なく葡萄呀臣民より
是小賣く品物と賣買く所持く或は用ゆ事
を得る

第十五條

若く日本運上官持主より品物より極先たる價
ふて兼先せよは時を運上官品物小價を付け
其價小随て取ふ事と談を爲し持主此談を否
む時を持主其價より隨て高税と拂ふ處し若く
甚談と持主兼先よは時を是に買入價を豫

かく減少なく拂ふ處し

第十六條

都く葡萄呀臣民日本より輸入し此條約了定り
きは高税拂濟乃品物より日本人より國の部内
小租税運送税を一切拂ふはして輸送を事
を得る

第十七條

葡萄呀高價日本よりかゝるて用し港小高物を輸
入し其高税を拂ひ日本運上官の司人より其
拂濟乃證書を請取し後を是と再び輸出し副

商税を一切拂之て用て他港に陸揚せしむるに
不都合あり

第十八條

各港に日本商人敷き或は密商を防ぐた其の
常とて不規則を立置

第十九條

都て此條約中よりあつ過料或は取上りのこと
イエステイト大君乃政府より屬しかり其改
府のものに在る

第二十條

海舟書屋

貿易所置のた先此條約に添き不條々を其一
款を爲すと觀此條約を爲せし双方かり其
臣民に在るて同様に不都合あり

日本小葡萄酒呀乃チブロマチキアゲントは
夫の爲め日本政府より命を屬き人或は人々
に接し此條約の規定からひ是に添き不貿易
を置乃條々の規定を十分不取行ふた先要安
應き規則とては権あり

第二十一條

此條約を葡萄酒呀日本及び和蘭語にて書し各

翻譯之同義同意ふして和蘭翻譯と原と見ゆ
處一併し初而マリーイエステイト葡萄呀王乃
チアロマチーキアゲントからひコニシエラ
イルアゲントより日本司人に以たる公乃告
述る向後英語ふく書と一くむ事と為る易
からしめんた先此條約調判乃月日より三年
の間和蘭或る日本翻譯を添へ

第二十二條

千八百七十二年七月一日より或る其後此條約
を取結ひし尊き双方の名ふわめて一ヶ年前

通達して是に實地研究ふく願ふしとて改
革を加ふ趣意して條約乃再檢を要し應き事
を同意せり

第二十三條

都而マリーイエステイト日本大君より外國乃
政府或る臣民ふ共しく或る向後共しく指別
乃理自由より利益ふ能而葡萄呀政府かよ
ひ其臣民も全く同権り加る事と今度應ふ約
せり

第二十四條

此條約乃本書をマリーエステイト葡萄呀王
自ら名を記しおらひマリーエステイト日本
大君乃御名と印して調判の此日より十八ヶ月
乃内江戸に於て取替と爲し

此證據のた先者全權此條約を右記し印を
調せり

我君の一千八百六十年第八月三日日本よりて
萬延元年庚申六月十七日之當ふ此日江戸より
おらて爲せり

海舟書屋

日本小於て葡萄呀貿易と爲る定則

第一則

葡萄呀船日本港より着て後四十八時和邦の二十四時小相當中

日曜日を除き甲比丹或は頭人日本運上所より

司人の葡萄呀コニニエル乃請取書を示し

是を船目録送状等を葡萄呀コニニエル館

小預りたる旨を記しきふも此より其上書付

を差出して以て其船の差出を爲し

船乃名其船乃出て来り港乃名噸數甲比丹

或は頭人の名旅客乃名ありにあらざる并其

船乃乘組人數を認免たるものよりして此書
有る真書なる事と甲比丹若く是預人極免
其名を記さるるも乃あり是と同時に其積荷
乃告書と預く極免是之包の記号番號其入箇
を送状し認め可ふ通記し并小其品物乃差向
先の人或是人との名と記したるものあり船
中用意品の目録告書と加ふ極免甲比丹或
是預人其告書と其船の惣積荷および船中用
意品の真書なる事と極免是小其名を記し極
免

海舟書屋

告書中小見出たる相違を二十四時お知乃十
二時
相當乃中「日曜日を除き」貨を拂はして改む極
免然し此期限後より為る變革或は其期に遅る告
書に追示差出る所に於て而を十五トルラル乃
貨を拂ふ極免
告書中小載せざる諸品は或は陸揚せし時を
二重乃高税と拂ふ極免
甲比丹若く是預人此定則小示したる期限中
小日本運上所は其船の入港口數を怠らざる如
此其船乃入港口數を怠る日毎に六十トルラ

ルの過料を拂ふ也

第二則

日本政府も其港内乃各船「軍艦を除き」の上り
運上役を並く理ある也

諸運上役を丁寧不取扱ひ其船ふて成らぬき
相當の用便を達はる也

日没して出な返乃間を運上所の司人より別
段の免許ある外を船より品物を卸さる也
し而して出入口其外部而船中の荷物を藏と
ふ場り通留所を日没して出る返乃間を日本

役人は印錠其他乃封し物を備へて以て固
免至る也若日本運上役より如此固め至る也
入口を當然の免許なくして開き又印錠其
他乃封し物を破り又奪取除く人あらば斯く
犯したる者人犯せし毎に六十トルラル乃過
料を拂ふ也

日本運上所り當然の差出と爲さばして船よ
り卸し或各卸さんと試みし品々を此度決り
定先たる通り取押へ取上に及ぶ也

日本政府の收納を害せん趣意ふて目録中小

載さふ所の價あふ品々を包品の中り隠しあ
 らし其包品を取上る
 若し葡萄呀船日本乃用かさ港ふて品物を
 密高し或は密高せんと試みし時其品を日
 本政府に取上るし且其船祀せし毎小一千ト
 ルラル乃過料を拂ふる
 修復を要さふ船其積荷の高税を拂はし
 て陸揚はし
 斯く陸揚したる諸品は日本司人預り重なる
 而して凡て倉庫の借料は事并ふ守護のため

海舟書屋

相應の貨を拂ふるし然し若其積荷乃一部分
 を賣ふ時を斯く賣らぬ一部分は月規定乃
 高税を拂ふるし高税を拂はして積荷を同港
 内の他船に移す事を得然し都て他船に移し
 事を日本役人の見分して運上る乃司人其
 仕事の潔白なる事乃調へ十分届て後夫らぬ
 免其司人より渡る免状を以て為らる
 阿片乃輸入を制限する故日本小貿易に未
 葡萄呀船阿片の量目三斤以上船中小所持
 する時其数量を日本司人取押へ減らるし且

阿片を密商し又冬密商せんと欲する人或は人々冬斯く密商し或は密商せんと欲し阿片一斤毎に十五トルラル乃過料を拂ふ事に及ぶ
也

第三則

品物を送たふ持主或は品物差向先乃人志主を陸揚する事と願ふも此冬日本運上所は其品物の差出と爲る也其差出冬書面にして差出をたす人の名其品物と輸入せし船乃名記號番号包其入箇并別々一高小認む也

包毎乃價ひを記し也而して差出書中り載たは諸品物乃惣計冬其差出書の末に記し也
し若差出書ふも持主又冬品物差向先の人書して以て其差出書ハ品物乃真價を示しもの
ふ冬日本運上り害と爲る也其も此冬隱し置
ま於事を護る也而して持主或は品物差向
先乃人此記書に名を記し也斯く差出しを
出たふ品物の目錄又目錄等の本書冬運上
乃司人の差出し司人其差出書中小記したふ
品物を調へ終ふまで冬此記所持し也

日本此役人新く差出と爲したる包乃二三或
を悉皆を調ふ處く夫ら爲め是を運上所は送
ふ處く併く其取調へを輸入人乃失費なく又
品との損くさ致振ふたは處く取調處て後日
中人品物を再び其元の体く包に收むく此
事の成る丈く而して此取調を不相應の事同
取亦く爲さる

持至又は輸入人其品物と其人より渡す以前輸
入り途中ふての損傷を見出と時を運上所乃
司人の其損傷を知らせ損くたふ品物を其職

海舟書屋

ふして依固あき人或人又々或人以上と價附せ
くむへく其人よりあると取調て後包毎の換くを
分別し記し其記号番号ともし認め記書を爲すへ
く其記書を運上取の司人主念して價附人名を記
すへく而して輸入人其記書を居出書し添へ其合
一の爲を引取るへく物し此率を其定則を添へる
る條約の旁十五條に定る通り品物の價附を
くはるく運上取の司人へ妨く爲すは高税を拂
て後持主免状を受^不るへく其物の酒方其其物の
運上取の事とも取中にあるとも其者に任次

輸出に極りたる諸品を船小送る以前日本運
 上所に差出を爲し且一差出を書面にして其
 品物を輸出する船乃名包乃記して一差出書
 を其中に載たる諸品乃真價なる事を輸出人
 書面ニ而證し是名を記し且一運上所小差
 出を爲し以前輸出する船中送りたる品
 物并小凡て禁止の品々を入たる包を日本政
 府に取上且一船々其乗組人又旅客乃要物あ
 るは旅客の衣服等を運上所に差出を爲し
 に及らば

第四則

出港の数を願ふ船を二十四時本邦乃十二時に相当す前
 小運上所に告げ去らば且一此期限終て後
 其船より出港手数を付理あり候し其出港手
 数を否む時を運上所乃司人より甲比丹又其
 其船の差向先此人の直に差出港の数を否む譯
 を述へ且此事を葡萄呀にニエルり知らば
 且一
 葡萄呀乃軍艦を運上所へ入港又其出港の数を
 爲し不及らば其軍艦より日本に運上後或

冬廻り方彼来不届から以葡萄呀乃使を○る
蒸氣船冬同日り入港并出港手数を爲し事を
得届くして日本に上陸し以旅客并小品物を
以爲て乃外を告書と爲し事を要せざる届し
然し此蒸氣船冬度毎に運上所へ入港し数を
爲し

用意品乃爲り入里来不届漁船或冬困難の船
冬其積荷の告書と出と事と要せざる然し其船
次て貿易を願ふ時冬第一則り要せし通る乃
告書を領く届し船と以し語冬此定則中又冬

海舟書屋

是を添へたる條約中何冬小あるともシキツプ、
ハルク、ブリツキ、スクー子ル、スループ、又蒸氣
シキツプ 以上船名
小智之 を以し冬冬届し

第五則

日本國乃收納を害せん爲り偽り乃告述或
冬證書小名を記したる人を犯し冬毎り百二十
五トルラルの過料を拂ふ届し

第六則

噸税冬日本港小かるて葡萄呀船より取上を
不届し然し次の貨冬日本運上所乃司人ト拂

ふ 一

一 船乃入港手数ニ付

十五トルラル

一 船の出港手数ニ付

七トルラル

各免状ニ付

一トルラル半

各健固状ニ付

一トルラル半

其外の各書ニ付

一トルラル半

第七則

都て國地ノ揚たふ品物ニ至る高税と次乃目錄
ヲ隨て日本政府ニ拂ふ一

一類

都て此類中小記したる品々を高税を除く

一

金銀貨幣ニ造るたはるもあふひを貨幣ニ造

らさるも

常用乃衣服

家財並小板ニ是を賣ふ為定めたるもの

係し且留乃ため日本に未出人々乃所持乃

物

二類

次の品々より五分の高税を拂ふ一都て

船の造立網具備修復或各船装の為小用不
品々

鯨漁具乃諸類

パン兼小パンの元

生た係動物乃諸類

石炭

家と造る材木

米

穀

蒸氣機器

トタン

鉛

錫

生絹

カツウン英リン子ル

三類

都て蒸溜泡釀或ハ他乃法少て製一神と麻
解セ一切不飲物と三割五分乃高視を拂ふ
屋一

四類

都て前類小記々、不品物小々二割の高税
を拂ふ也

第八則

日本より輸出する貨物小次乃目錄此通り輸
出税と日本政府に拂ふ也

金銀貨幣掉銅乃外凡て日本より産し積荷と
して輸出する品物小々五分の高税を拂ふ
也

日本に産したる米麥等日本より積荷とし
て輸出するつりは併し都て日本に在留を

海舟書屋

る葡萄酒呀臣民からい葡萄酒呀船小々其乗組
及び旅客乃た欠其十分の貯を共ふ也
葡萄酒呀船小て日本乃用きし港小持渡りし
外國の穀物を若し其一部分と陸上けせさ
る時等故障なく再び輸出する産する所
乃銅要用の條分毎々日本政府より時々公
の入札して賣る也

第九則

此條約調印乃後四年葡萄酒呀あふひ日本政
府是を望む時々輸入輸出の高税を再檢し其

く 盈し

英亞佛蘭公使

以書翰申入候葡萄呀國の公使イニトロ工ス
ギエイマレース全權之而容歲我國之假條約
を取替せし所其本書を交換し其期限も近寄
り候以て渠を最も馬港を出帆せし所不圖暴
風難船も逢ひ再渡し意と違ふ所得も故し今
神奈川に立ふ葡萄呀のコンシエルエトワル
トカラルクは條約の本書と交換し其委任を

海舟書屋

使節マレースより命しきふ趣告知せし程候
に我國風習ふて冬簡易も過る候思はれし余
等末の海外諸所へ振合等曉せしを冬望らく
ハ貴國も是迄々振く證例有之哉否と問ひ
切し回答を待拜具謹言

年月日

兩名

花押

寺漏生條約

萬延元年庚申十二月十四日(西曆千八百六十
一年第一月二十四日)於江戸調印文久三年

癸亥十二月十二日(西曆千八百六十四年第一月二十一日)於同所本書交換

帝國大日本大君と字漏生國王と兩國乃同く懇親の因を結ひ且其各臣民に緊要たふ和親交易乃條約に及ん人事と決し日本大君は村垣淡路守竹本圖書頭黒川左中に此事を任し字漏生國亦て其王族乃攝政たふ者字漏生國王の名を以て日本を差越た故フレージェツキ(宦名)アルブレクト。ガラーフ。ツ。ライレンブルク(人名)に命し雙方委任乃書を照應し狀實

海舟書屋

良好にして其至適たふを見下文の條々を合議決定せり

第一條

日本大君と字漏生國王其親族并に世々と其互乃所願臣民の間より永久の平和懇親あるを

第二條

日本大君はベルリニ在留を以て政事不預る役人を任し並に字漏生國諸港乃中に在留を以て諸取締乃役人及び貿易を處置す以て役人を任し以て其政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役

人は故障なく字漏生乃國內を旅行す
 字漏生國王を江戸府に在留するにプロマチー
 キアゲントを緊要と鑑む時之を命じ並に此
 條約にて字漏生貿易の爲に用きたる日本乃各
 港の中に在留するコンシユライル吏人を命ぜ
 る
 其にプロマチーキアゲント及コンシユルゼ子
 ールも故障なく日本國內を旅行す

第三條

神奈川長崎箱館の港及び町は此條約施行の日

より字漏生臣民交易乃爲に用く
 前條乃港及び町小於て字漏生臣民居住を以て
 を許すに其者等其所を賃と爲て借り又其地
 に在る建物を買ふ事を得且住宅倉庫と建る事
 を許すと雖是は建るに托して要害の場所を營
 むるから

此規定を守らば事以て證せん爲其建物を普請修補
 するに當て日本役人見分を以て事當然たる
 字漏生國乃臣民住むべき爲得る處の場所建物
 及び港々の規則を其所に於て日本役人と字漏生

コニシエルニ以て定むるに若し同意し得るは
時を其事件と日本政府と字漏生乃チプロマチ
ーキアゲントに示し處置せしむるに

日本にては字漏生國乃臣民住まざる場所乃周
圍に門牆を設きて自由乃出入を妨ぐること
日本開港の場所に於て字漏生人遊歩乃規定左
如し

神奈川 六郷川筋を限とし其外を各方十里

箱館 各方十里

都て里數を港々乃奉行所又は御用所より陸路

海舟書屋

乃程度あり

長崎 其所の周圍に於て御料所を限とし

第四條

日本に居留する字漏生人も自國の宗旨を自由
に信仰し且其居留場内へ拜所を營むる障あり

第五條

日本に在る字漏生人乃間に起る争論は字漏生
司人の裁断たるに

若し字漏生人日本人に對し訴訟或は異論あり
時日本官府に於て此事件を裁断すべし

前同様日本人字漏人^主に對し訴訟或は異論ある
時と字漏生コンシエルに於て此事件を裁断し
處し

若し日本人字漏生人に連債ありて償を怠り又
是債を以て遁人とす時日本司人は是を裁断
し連債を償しむる事と務む處し字漏生人日本人
に連債あるも字漏生コンシエル是改處置を爲
す同様たる處し
日本奉行所字漏生コンシエルは雙方國人乃連
債を償ふ事也し

第六條

字漏生人に對し悪事と爲せし日本人は日本司
人よりて糾し日本法度に隨て罰を處し
日本人或は外國人に對し悪事と爲せし字漏生
人をコンシエル或は其他の官人よりて糾し字漏
生乃法度小從て罰を處し

第七條

此條約並小税則の規律と犯せし過料又は取揚
且は吟味の爲字漏生乃コンシエライル吏人より
相違し其吏人吟味し過料又は取揚品を於て日

本役所小属を雇ふ

第八條

字漏生人日本乃用く雇き港々に於て自國乃品物は勿論他國の物品亦ても日本禁止の品小あらざる交易此諸品物を輸入し賣拂又ち買入を輸出し亦事自由なるべし

制禁外の品物規定の運上納済乃とを其他乃運上を拂ふ事なく

字漏生人日本人と品物と賣買を亦事總て障なく其拂方等亦付ては日本役人之小互合らる諸

日本人と字漏生人より得たる品を賣買し或は所持し亦事俱う妨なく

第九條

日本に在留する字漏生人と日本人と庶む是を法度に於て禁せし亦諸用亦給を亦事障なく

第十條

此條約及び税則而て交易の規律を全備するも乃と見ふ處し

日本に在る字漏生國のチプロマチーキアゲントを日本政府より委任の役人と相接し此條約

小附屬を以て税別規律乃趣意を施すを爲交易
に用くべき諸港緊要至當の規律等談判と遂に
用くべき港乃日本司人密高奸曲を防ぐた先相
當の規則を立置し

第十一條

第十二條

字漏生國の船日本の用きし港に來る時並に規
定の租税及び連債拂込みて港を出る時水先
業内を雇ふ事勝手たるを

海舟書屋

第十三條

字漏生國の商民を用きたる港に品物を輸入し
規定の運上納済の證書あれば再び其品物を他
の用きたる港に轉致し陸揚する其重税ハ取立
さし置

第十四條

輸入乃荷物是例乃運上納済の上日本
國中に輸送を告別小違とを爲す事あり

第十五條

外國の諸貨幣と日本の貨幣と同種の同量を以て通用

に應

雙方乃國人互に物價を拂ふに日本と外國と
乃貨幣を用ふふ妨止

日本諸貨幣を(銅錢を除く)輸出と不事と得並
外國の金銀は貨幣に鑄ふも鑄さふも輸出と
不事を得

第十六條

日本運上所にて荷主申立の價を奸あると察し
る時運上後より相當の價を附其品を買入る
不事を談

海舟書屋

荷主若し之を否む時運上所より附たふ價を
從て運上を納む應し兼允すふに於ては吾價を
以て直小買上

第十七條

字漏生國の船日本海岸にて破船又を漂着し或
を危難を遁る來海事を知らは其所の司人は是を
救ひ厚く扶助を加へ最寄るコニシニルに送
り渡

第十八條

字漏生軍艦用意の諸品を神奈川長崎相館小陸

揚一倉庫小納先字漏生れ番人守護を爲し尤も
まか爲運上込收むる事なく若し其品を日本人
又も外國人より賣拂ふ時は買得る人より規定乃
運上を日本役所より收むる

第十九條

日本政府より向後外國の政府及び臣民より許さ
るべき殊典ある時先字漏生政府國民にも同様乃
免許出給を方今確定せし

第二十條

兩國にて條約の實地を驗し改革せし事を求む

海舟書屋

時を其一年前に通達して再驗を爲し其事
を今より凡十二年の後にあふる

第二十一條

字漏生國乃チプロマチーキアセント及びコニエ
ライル吏人より日本司人よいたす公事の書通を
獨逸語を以て書し爲し此條約施行の時より
五箇年の間日本語又し和蘭語乃譯文を添ゆ
る

第二十二條

此條約を日本獨逸及び和蘭語を以て書し各翻

譯を同義同意ありと雖和蘭譯文を以て原と見
ふ處一

第二十三條

此條約を日本して大君の御名と奥印を署し
字漏生して字漏生國王乃名を印に調し江
戸に於て取替はし

此條約は申十二月より凡二十四箇月より一
西洋千八百六十三年一月一日施行を處し
右取極として萬延元年申十二月十四日江戸に於
て雙方委任の役人署名を記し調印をなす者也

海舟書屋

村垣淡路守 花押

竹本圖書頭 花押

黒川左中 花押

ライレニブルク 花押

日本開ききふ港々小於て字漏生高氏質

易乃定則

第一則

日本乃開港の場前々字漏生高船入津次第二十
四時中(字漏生の四十八時但日曜日を除く)に船

司又は願立き係者より日本役所へ字漏生コ
シニル乃請返の書付を示し趣し

此請返書に字漏生の控通り認たふ船目録其
外乃書類を字漏生コニシニルは預多た係請
取書申上

並に其者とも其船の差出書と出と趣し

右を入津乃船の名其船乃仕出場の港乃名順
數船司或を願立たふ者の名乗来ふ旅人の名
（乗組有之節を認入係）一船の乗組人數を認た
ふ者ふして書面の通相違ある旨を船司或を

海舟書屋

以立たる者奥書いしし澄括として商人の
名名を認入たる者あり

同時に其取積荷の告書を及不し願くへし
右は其荷物の記号並し番附且其入目并數
等を送附し認し通し寫し荷物引渡先の人
に乃名を記せる者あり

取中用表の品物の目録も告書に別紙を
但取中用表乃品も書面の通相違なきを取
司又は願立たる者奥書し其名名を記しへ

此告書乃文面相違の原日申十二時(午漏生
 此二十四時但日曜日を除く)の中に心附き改
 りし終ては是料の沙汰に及こを若其期限後
 しまり書改訂を又々告書に書入するし終て
 冬十五ドルラる乃是料を日本役所に納む
 處し
 後為總目錄告書中し載せざる品を陸揚する
 し終ては其品二重の運上を日本役所に納む
 へし

海舟書屋

限後ふ時付過料として急係一日毎ふ六十ドル
 ラル乃過料を日本役所に納む處し

第二則

日本政府より其港内入津の船々(軍艦を除く)ふ運
 上方乃役人を差置處し
 乗組の者若右役人より對し不敬無之丁寧に取扱
 致し船中可成丈相當の用便を為すし夜中より日
 本役所より許おきて荷卸を處わらる且其出入
 口其外總く船中に荷物を仕舞置所の戸ノリ口
 共夜中より日本役人鏡を卸し或冬印封し支々堅

因小取締と爲し置置し萬一許ふく是を聞き又
 を錠印封を破り又は之を取除く等乃者あらは
 其犯せし人毎十六十ドルラる乃過料を日本役
 所へ取立置し日本役所へ當前の差出書を出さ
 して荷卸致し或ハ其事を謀る品々を次乃
 箇條不定めたる通り取押へ日本役所へ取上置し
 為おの中積荷目録に載せざる品々を取除き取納を減
 せんと仕組たる者は其品を日本役所へ取上置し
 若し字漏生れ日本の関のさる港にて密賣買を爲すは
 勿論其仕組をぬきたる時は其法を日本役所へ取上

海舟書屋

の上祀せり毎十千ドルラるの送料を納むし
 修復の爲入津の船々を運上り積荷を陸揚を
 置し其荷物を日本役所へ預る置し尤蔵敷作
 事並に番人等の諸入用は相當の償を出さし
 若其荷物乃内を賣拂ふ時を其荷物丈に規定の
 通り日本役所へ運上を納む置し
 運上り積荷を同港内の他船へ移す事を得る
 其節も日本役人見分り上事情明白に相分るし
 後其渡り所の免状を受取て爲さし
 阿片の輸入を禁制ふ故若日本に高賣小来は

字漏生船量目三斤以上乃阿片を所持する時を
其船量を日本司人取上る。且阿片を密商し或
を其事謀りし者あらは阿片一斤毎小十五ド
ルラる乃過料を日本役所に取上る。

第三則

品物を送ふ荷主又を引受先の者より入津の荷
物を陸揚せんとす者其積荷の差出書を日
本役所不出と爲す。

此書面を荷主又を引受人の名前後送りたる
船の名荷物乃記號番付其積荷の斤數石高毎

海舟書屋

品乃代料を認め其總ノ高を其書付乃未小認
む。

都て此差出書付は荷主又を引受人認めたる偽
或き價を申立る書面にて運上の害と爲る隠し
荷物等なき證據とし銘々名前を記す。
右の通り積荷目録差出等乃書類日本役所より
差出し右書付引合せ積荷用意品等互調濟迄
と日本役所の預たる。
日本役人右乃通差出したる荷物の内或を總體
を定式の通改む。

若運上役所に引上り改不事お於時令輸入人の失
費相掛けす可成丈品物乃損せさふ極り致し改
済の上も素の如く取始末を極しむ取調方招外
時日を費さふ不極し

荷主或令輸入人銘々持受の品改済後所より引
渡さし於以前輸入の途中(日本役所へ差出さし
る以前)の事を以ふ破壊損傷の品々心附時を當
人より其段運上役所に申立其品取扱ふ職業乃
廉潔なる者兩人以上出會直組為致其荷物毎
損高或歩割に記し其記號番數共小證書小認込

海舟書屋

極し右日本役人立合にて直組人等名を記さし
し右乃證札兼々持參の差出書に添へ總高乃内
を引落さしし右條約第十六箇條乃取扱の通り
運上役所にて取扱ふ事故障あるべからば
諸運上納済の後運上役所より陸揚不苦段免許
状を渡し極し品物渡方運上役所ふても船中
にても其者乃願ひ小任を極し
輸出小極りたる荷物令船小輸送す於前廣に運
上役所は船名荷物の記號番付入高斤數量目性
合並り代料を記せさし差出書付と出さし極し

其書付之書面乃通り聊偽之由を證據とて
爲輸出人等名前を認む

運上役所に差出を爲さず以前船中の積込た
不荷物並小運上役所に差出濟の上禁制の品を
竊し荷積の内へ入れ有之を改の上日本役所に
取上

當用乃品又は乗組旅客の當用衣類等運上役
所に差出を爲さず取上

日本運上役人疑し見不品物は差留置其後
ニシエルの違を

字漏生コニシエルの日本役所へ可取揚品物を
無遅滞差出且當人に申付し罰金をも速小催便
して日本役所に收む

第四則

出港手数を願ふ船々は日本十二時(字漏生二十
四時)前小運上役所に申立し此期限内し若手
数遅らせしは様取扱ふは勿論たふし若其
数を差留不事あらは日本役人より船司又其頭
立たる者並に其船荷の取引人等其後申渡
字漏生コニシエルに申達し

字漏生軍艦を入港出港運上筋の手数に及らば
運上役人並り番兵等差構ふ事ある
字漏生飛脚乃爲の蒸氣船は入港出港の手数を
一日に致し日本小上陸を依旅客並に品々に付
て乃外は告書と差出を事あると雖河内度亦て
も入津乃度毎に出港入港の手数は致し應し薪
水食料等用意の爲入港乃懸渡船或は難船と其
積荷の告書と出さすと雖若其積荷を賣拂は人
と願ふ時を第一則小定む所の手数を以て
應し

海舟書屋

税則並に條約書中に船と唱ふものはシキツ。パルク。
ブリツキ。スクー子ル。スルツブ。蒸氣船等を總
以ふあり

第五則

日本運上役所の規則小違ひたる偽差出し積荷
目録と出し並り證書に名前と記せし輩は其犯
を毎に百二十五ドルラールの過料と日本役所
納むし

第六則

噸税を日本の港に於て字漏生船より取立事

あゝ但し決小定めたふ所乃賃銀を運上方の役人に差出さるゝ

一船の入港手数に付 十五ドルラル

一船の出港手数に付 七ドルラル

夫々の免状に付 一ドルラル半

場所場所健固状に付 一ドルラル半

其外の各書に付 一ドルラル半

第七則

總て日本開港の場所の陸揚と海物品に左の運上目録に従ひ其他の運上役所に租税を納む

海舟書屋

一

第一類

貨幣幣に造りたる金銀並ひに造らざる金銀常用乃衣服

家財並に高買乃爲りせし書籍

何れも日本居留の爲来る者の所持の品に限

る

在留役人自用の飲食家財並に書籍

此品々若し賣拂ふ時を定の運上納む

右の品々を運上る

第二類

凡て船乃造立綱具修復或船裝乃爲に用ふ
品々鯨漢具の類

鹽漬食物乃諸類

パン并にパン乃粉

生たふ鳥獸の類

石炭

家と造立爲れ材木

米

粃

蒸氣の器械

亜鉛。鉛。錫

生絹

リン子。カッ。ン及羊毛の織物

右の品々を五分乃運上を納む

第三類

都て蒸溜或を醸し種々の製法めて造りたる一
切乃酒類

右と三割五分の運上を納む

第四類

凡て前條の舉るる品々は河小寄らす二割の運上を納むる

武器類を日本政府並に外國人の外賣を免れからと

第八則

金銀貨幣^銅乃外都て日本に産し積荷として輸出する品物も五分の運上を納むる

日本産す於所乃銅を日本要用の餘分あらそ其時々公乃入札に賣渡す

米並麥を日本逗留の客漏生人並船々乗組たる

海舟書屋

者及び船中旅客食料の為此用意は與ふ積荷として輸出する事を許さる

第九則

此條約施行の日より五年に至る日本或る客漏生政府にて不都合と見る事あらそ入港出港の税則を再議する

但し其期限前ふても日本政府外國の政府と再議に及ぶ時を客漏生政府も是に加ふる

村垣淡路守 花押

竹本圖書願 花押

黒川 左中 花押

ライレンブルグ 花押

千八百六十二年 第一月二十九日 神奈川

小於て 外國事務宰相 台 台 下 小 呈

余謹んま 台 下 小 報 を 我 ら 字 漏 生 王 殿 下 余 ら
日本在留の コンシエール の 職 を 命 じ せ ば 故 小
余 今日 り の 後 先 余 ら 任 所 を 此 地 小 定 め て 而
して 余 ら 職 務 を 奉 せ ん と 候 大 君 殿 下 乃 使

海舟書屋

節 別 林 小 呈 り 我 ら 國 王 と 詰 ^結 ひ せ ば 懇 親 の 誓
約 じ 依 て 明 年 第一月 一 日 り 條 約 を 取 行 ひ
字 漏 生 と 日 本 々 ら 交 を 新 小 國 く せ ん と 乃 我
ら 望 を 慥 に せ ば 而 して 余 ら 於 て ハ 務 め て 兩
國 の 懇 親 の 交 際 を 永 續 せ ば 先 益 之 と 固 く せ
んと 欲 せ ば 台 下 小 誓 じ 恐 惶 敬 白

ホングラント

字漏生 岡士
エスクワイル

ホングラント

貴國政府小於て我國在留の岡士職を其許し
 命せらるるに段我外事務執政の書簡を以吹
 聴申越さるる且貴國千八百六十三年一月一日
 より條約の表を取行ふと為る後愈兩國之交
 誼を固くせんと望まふに趣等申越されし條
 我事務執政於ても未るに願願諾りしきし
 付余等より其段回答申越くと命せられ候間
 此段報告おしむ謹言

十一月廿六日

外山奉新 連名

瑞西條約

文久三年癸亥十二月二十九日(西曆千八
 百六十四年第二月六日)於江戸調印慶應
 元年乙丑五月十四日(西曆千八百六十五年
 六月七日)於同所を書交換

日本大君と瑞西合衆國ボングラードと兩國の間より
 懇親乃因を結ひ各人民に緊要なる和親交易の
 條約を定免人事を決し

日本大君より竹本甲斐守菊池伊豫守星野金吾小

此事を任し瑞西合衆國ボンツラードをラウ
ト。アレシデント。ファン。デシ。ラード。デル。スウ
井ツルセ。スターテン(役名)アイメ。ヒュンベルト
に命し此人々雙方委任の書を照應し状実良好
ふして其至適たるを見く下文の條々と合議決
定せり

第一條

日本大君及び其世々と瑞西合衆國ボンツラー
ドと其互乃所領人民の間ふ永久の平穩懇親あ
るを願ふ

第二條

瑞西合衆國ボンツラードと江戸府に在留する
チプロマチーキ。アゲントを緊要と見ふ時は之
を命し並に此條約ふて瑞西交易の爲ふ開きま
ふ日本此各港の中に在留する係コンシユライル
吏人を命する
其チプロマチーキ。アゲント及びコンシユル。ゼ子
ラールは故障なく日本國內を巡行すべし
日本大君と瑞西國乃都府に政事に預る役人を
任し並に其市場に諸取締の役人及び交易を處

置る係役人を任す處
其政事不預る役人及び預るたふ諸取締の役人
之故障なく瑞西合衆國を旅行す處

第三條

外國交易乃爲不開く港及び其町を此條約施行
の日より瑞西人民交易乃爲に開く處
右の港及び其町に於て瑞西國の人民居住す處
事を許す處其者等地所を賃と以て借り又其
地不在於建物を買ふ事と得且住宅倉庫を建る
事を許すと雖是該建ふに托して要害の場所を

海舟書屋

營む處からと

此規定を守ふ事を證せん爲其建物と普請修
復を係に當て日本役人見分る事當然たる處
瑞西國の人民居住す處き爲め得る所乃場所建物
及び港々乃規則を其所より日本役人と瑞西
ンシエルとにて定む處若同意し得ざる時を
其事件を日本政府と瑞西乃チプロマチキア
ゲントに示し處置せしむ處
日本にて瑞西國の人民居住すべき場所の周圍

小を門墻を設けを自由乃出入を妨く應からる
外國の爲に開きよは日本に於て瑞西乃人
民行歩の境界を都て外各國人と異ある事也

第四條

日本に居留する瑞西人は自由の宗旨と信仰を
る爲め其居留場内に拜所と營む事を得也

第五條

日本に在る瑞西人乃間に起る事論と瑞西司人
乃裁断た然る

若瑞西人日本人に對し訴訟或は異論ある時は

海舟書屋

日本官府に於て此事件を裁断すべし

若同族日本人瑞西人に對し訴訟或は異論ある時は瑞
西コンシユルに於て此事件を裁断すべし

若日本人瑞西人に連債ありて債を怠り又は偽を以て
遁れんとす時は日本人是を裁断し連債を償はし
むる事を務むべし瑞西人日本人に連債あるも瑞西コ
ンシユル是を裁断するは同族あるべし

日本及び瑞西コンシユルは雙方の個人の連債を償ふ事あり

第六條

日本人或は外國人に對し悪事と爲せば瑞西人

一四二
をコンニエール或は其他の官人にて糺し瑞西乃
法度亦隨て罰を處し瑞西人に對し悪事を爲せ
ず日本人を日本司人に糺し日本法度亦隨て
罰を處し

第七條

此條約並税則の規律を犯せし過料又は取上品
は吟味乃爲め瑞西のコンニエール吏人に相達し其
吏人吟味し過料又は取上品と都て日本役所亦
屬を處し

第八條

瑞西人日本乃開く處き港々に於て自國乃品物
を勿論他國の品物亦ても日本禁止の品に非ざ
ず交易の諸品物を輸入し賣拂ひ又は買入を輸
出す於事自由なる處し
制禁外乃品物規定の運上納濟の上を其他の運
上を拂ふ事亦し
瑞西人日本人と品物を賣買す事總て障なく其拂方
等にて行てん日本役人は是より立合をも諸日本人を
瑞西人より得ず品物を賣買し或は所持する事
俱に妨む

第九條

日本に在留する瑞西人は日本人を雇ひ是を法
度小於て禁せざる諸用に給する事障る

第十條

此條約及び税則にて交易の規律と全備を成者
と見らる

瑞西合衆國を海國にありざるを以て海上の規
律小拘はる事亦一故小日本は港に出入する船
々乃規則を此條約中に載せざるも法を犯
し其規則を破る瑞西人あらは他の國人乃爲る

海舟書屋

設けし規則小隨て裁断を爲し

日本に在る瑞西國のチプロマチーキ、アゲント
等日本政府より委任の役人に相接し此條約の
付附屬する税則規律の趣意を施すを爲め交
易に關する諸港緊要至當の規律等談判と遂
に

第十一條

開くべき港の日本商人密商奸曲を防く爲め相
當の規則を立

第十二條

瑞西國の商民は用きたる港に品物を輸入し規
定の運上納済の證書あれば再び其品物と他
用きたる港に轉致し陸揚する共重税を互に
不負し

第十三條

輸入の荷物定例の運上拂済の上を日人
國中に輸送すは若別に運上取立る事あり

第十四條

外に諸貨幣を日本の貨幣と同種の同量に
て通用する

雙方乃國人互に物價を拂ふに日本と外國と
貨幣を用るに妨あり

日本諸貨幣を(銅錢を除く)輸出する事と得並
に外にの金銀と貨幣に鑄ふも得るも輸出を
不事と得る

第十五條

日本運上所にて荷主申立る價を好ありと察
する時を運上彼より相當の價を附け其品を
買入る事を談す

荷主若し之を否む時を運上所にて附る價

従ふ運上納む魚一承允を所小於ては其價を
以て直小買上を魚一

第十六條

日本政府より向後外國の政府及び人民より許す
るべき殊典ある時を瑞西政府國民にも同様乃免
許め就を方今確定せしむ

第十七條

兩國は之條約乃實地を驗し改革せん事と求む
時を其一年前小通達して再驗を爲し魚一其事
は今より凡そ九年の後小在る魚一

第十八條

瑞西國乃チプロマチーキ。アゲント及びハコニシ
ユライル吏人より日本役人にておたる公事乃書
通る佛蘭西語を以て書し魚一尤此條約施行乃
時より五箇年の間は日本語又を和蘭語乃譯文
を添魚一

第十九條

此條約を日本佛蘭西和蘭語を以て書し各翻譯
を同義同意なりと雖和蘭譯文を以て原と見ふ
魚一

第二十條

此條約を日本にて是天君の御名に眞印を署し
瑞西にてはポニツラード名を記し印を調して
確定しお書を十八箇月乃内江戸に於て取替し
ぬし

此條約を調印の日より施行す

右の證として文久三年亥十二月二十九日江戸
於て雙方委任乃役人等名を記し調印し於者
に

竹本甲斐守 花押

海舟書屋

菊地伊豫守 花押

星野金吾 花押

アイメヒエンベルト 手記

日本乃開きをふ港々に於て瑞西商民貿易の定則

第一則

日本役所に當然乃差出書を出さしめて荷卸し
るし或は其事と謀る品々は次乃箇條に定
たふ通り取押し日本役所に取上ぬし

荷物の中積荷目録に載せざる品々を取隠し置

收納を減せんと仕組たふ者其品と日本役所と
取上る

運上る積荷を同港内乃他船へ移す事を得た
其節は日本役人見分の上事情明白に相分至
後其渡す所の免状と受取て為す
阿片乃輸入を禁制あり故ふ之を密高し或は其
事を謀り者あらは之を取上り密高せし阿片
一斤毎小十五ドルラル乃過料と日本役所に取
立上る

第二則

海舟書屋

品物と送ふ荷主又を引請先乃者より入津乃荷
物を陸揚せんとは係省其積荷の差出書を日
本役所に出上る

此書面は荷主又を引受人の右前積送たふ船
乃右荷物の記號番号其積荷の斤数石高每品
の代料を認め其總ノ高を其書附乃末り認む
上る

都て此差出書附と持主又は引請人認れたる偽
なき價を申立ふ書面にて運上乃害と為る隠し
荷物等なき證據として銘々右前と記す上る

乃通り積荷目録差出等の書類日本役所へ差出
右書附引合せ積荷用意品等取調済迄は日本役
所の預りたるに
日本役人右の通差出たる積荷物の内或は總体を
定式の通改むるに若運上役所に引上げ改むる
事ある時を輸入人乃失費を掛り可成文品物
乃損せざる様に致し改済の上を素の如く取始
末に取調方指外時日を費しざるに
荷主或は輸入人銘々持受乃品改済後所より引
渡さるる以前輸入の途中(日本役所へ差出さるる

ふ以前乃事を以ふる)破壊損傷乃品々心附く
時を當人より其段運上役所に申立其品取扱ふ
職業の廉潔なる者兩人以上にて直組致させ
其荷物毎に損し高を歩割小記し其記號番數
若し證書に認むるに尤日本役人立合ふる直
組人等名を記すし右の證札兼々持參乃差
出書へ添總高乃内を引落しし尤條約第十
五箇條の取極の通運上役所にて取扱ふ事故
障ある處から諸運上納済の後運上役所へ
呈陸揚不苦段免許状と渡さるる品物渡方冬

運上役所亦ても船中にても其者の願ふ任るへ
 輸出に極りたる荷物船に輸送す所前廣り運
 上役所へ船名荷物乃記號番号入高斤數量目性
 合並代料を記せ所若出書附を出さく其書附
 る書面乃通聊偽出さ由を證據とさふ為め輸出
 人等名前を認むる運上役所へ差出を為さく
 於以前船中へ積込たる荷物並運上役所へ差出
 濟乃上禁制の品を竊に積荷の内へ入る有之と
 改濟の上日本役所へ取上る

海舟書屋

船々乗組人又各旅客の用物並旅客の衣服等々
 運上役所へ差出を為さく不慮
 日本運上役人疑敷見ふ品物を差留置品設コン
 シユルへ違ふ
 瑞西コンシユル各日本役所へ可取上品物を違
 滞ふく若出且當人へ申付罰金をも速に催促
 して日本役所へ納む

第三則

日本運上役所の規則不違ひたる偽の差出積
 荷目録を出し並證書に名前を記せ不輩其

犯す毎小百二十五ドルラル乃過料を日本役所
に納むる

第四則

次小定めた係所乃謝銀を運上方の役人に差出
る

夫々の免状に付

一ドルラル半

其外の者書ふ付

一ドルラル半

第五則

總て日本開港の場所へ陸揚する物品は左乃
運上目録に従ひ其地の運上役所に租税を納むる

第一類

貨幣に造りたる金銀並に造らざる金銀常用乃
衣服

家財並に高賣乃爲にせざる書籍

何れも日本居留の爲め来る者乃所持の品

限らる

在留役人自用乃飲食家財並に書籍

此品々若賣拂ふ時定の運上税納む

右乃品々を運上る

第二類

凡て船乃造立網具修復或は船装の爲不用ふ品々鯨漁具乃類

鹽漬食物の諸類

パン並りパンの粉

生たる鳥獸の類

石炭

家を造る爲乃材木

米

穀

蒸氣機器

亞鉛。鉛。錫

生絹

リン子。ン。カッ。ン及ひ羊毛の織物

右の品々を五分の運上を納むる

第三類

都て蒸溜或は醸し種々の製法にて造りたる一切乃酒類

右を三割五分の運上を納むる

第四類

凡て前條に挙る物品を何小寄らる二割の運
上納むる

武器類を日本政府並外國人の外賣ふへからる

第六則

金銀貨幣掉銅の外都て日本に産し積荷として
輸出する品物に五分の運上納むる

日本に産する所の銅を日本要用の餘分あらは
其時々公の入札に賣渡さる

米並に麥を日本小居留せ居瑞西人食料乃為り
十分給すると雖積荷として輸出さる事を

海舟書屋

許さる

第七則

此條約施行の日より五年小至り日本或は瑞西
政府にて不都合と見ふ事あらは輸出輸入乃稅
則を再議する

但其期限前にても日本政府外國の政府と再
議に及ぶ時は瑞西政府も之に加はる

竹本甲斐守 花押

菊地伊豫守 花押

星野金吾 花押

慶應二年丙寅六月廿一日(西曆千八百六十六年

八月一日)調印同三年丁卯八月十三日(西曆

千八百六十七年九月十日)於江戸書交換

白耳義條約

帝國大日本大君と白耳義國王と兩國乃間
懇親の因を結び且其各臣民に緊要たる和親
交易乃條約に及らん事を決し日本大君ハ菊

地伊豫守星野備中守大久保筑後守に此事以
任し白耳義國王をコンシユル。セ子テール。オ
ウギユステ。ト。キントに命し雙方委任乃書
を照應し状實良好し其至適たるを見下文
乃條々を合議決定せり

第一條

日本大君と白耳義國王其親族並に世々と其
互の所領臣民乃間し永久の平和懇親あるを

第二條

日本大君をブリュッセルに在留せしめ政事を預ふ役人を任し並小自耳義國諸港の中に在留すは諸國の役人及び貿易を處置する役人を任し並其政事に豫ふ役人及び頭立を於諸取締の役人を故障なく自耳義乃國內に旅行せしめ自耳義國王を江戸府に在留せしめナプロマチーキアゲントを緊要と鑑む時之を命し並小此條約にて自耳義貿易の爲に同きたる日本乃各港の中小在留せしめコニエライル吏人を命し其ナプロマチーキ

アゲント及びコニエライルを故障なく日本國內を旅行せしめ

第三條

神奈川長崎箱館乃港及び町に此條約施行の日より自耳義臣民交易の爲に開くは前條乃港及び町に於て自耳義臣民居住する事を許し其者等地所を賃を以て借り又其地小立ふ建物と買ふ事以得且住宅倉庫を建ふ事を許し雖是は建るに托して要害乃場所を營む處から此規定を守ふ事を證せ

人爲其建物を普請修補するに當りて日本役
人見分より事當然たるに自耳義國の臣民
住居爲記爲め得る所乃場所建物及び港々乃
規則を其所々此日本役人と自耳義コンシエ
ルに於て定むるに若し同意し得る時其
事件と日本政府と自耳義乃デプロマナキ
アゲントに示し處置せしむるに日本に於て
自耳義國の臣民住居する場所乃周圍を門
牆を設きて自由乃出入を妨ぐるに
日本開港の場所に於て自耳義人遊歩乃規定

海舟書屋

左の如し

神奈川 六郷川筋を限りて其外は各方に
十里

箱館 各方に十里

都て里数を港々乃奉行所又其所用所より陸
路乃程度也

長崎 其所乃周圍に在る所料を限りて

第四條

日本に居留する自耳義人を自國の宗旨を自
由に信仰し且其居留場内に拜所を營む事障

星島

第五條

日本不在白耳義人乃間了起事論之白耳
義司人乃裁断を為す

白耳義人日本人不付て訟ふ起事あらそ
ニシユル館小赴き其旨を告ぐ應一コニシ
ル吟味の上実意小處置を為す萬一差掛り日
本人より白耳義人に就てコニシユル訟を爲
す事ある共コニシユル實意小所置を
ニシユル是之所置一難き時日本司人に申

海舟書屋

立偶小吟味一當熟乃判談を為す

若一日本人白耳義人に連債ありて償を忘り
又冬偽を以て適人とな付時日本司人は
裁断一連債を償ふ事と務む應一白
耳義人日本人に連債あるも白耳義人
ニシユル是は處置する事同様なる
日本奉行所白耳義人ニシユルを雙方國人
連債を償ふ事也

第六條

白耳義臣民に對一惡事を爲せば日本人を日

本司人は之を糾し日本法度に従て罰を處し日本
人或其外國の臣民又其國人は對し惡事を
爲せば白耳義臣民をコシエル或は其他の
官人をして糾し白耳義の法度不隨て罰を處し
裁断を雙方に於て偏頗あるを處し

第七條

此條約並に税則の規律を犯せば其過料又其取
揚品は吟味の爲め白耳義乃コシエライル
吏人より相違し其吏人吟味し過料又其取揚品
は都て日本役所を屬するを處し

第八條

白耳義人日本乃開く各港々に於て自國の
品物を勿論他國の品物も日本禁止の品
に非ず交易の諸品物を輸入し賣拂又其買入
を輸出を恣にする自由あるを處し
制禁外の品物規定の運上納済の上は其他の
運上を拂ふ事あるを處し

第九條

日本に在留する白耳義人は日本人と雇ひ是を
法度不於て禁せざる諸用を給する事障あり

第十條

此條約及び稅則にて交易此規律を全備す者と見らるる者

日本に在る白身義國のデプロマチーキアゲントを日本政府より委任乃役人と相接し此條約に附屬する稅則規律の趣意を施行す爲め交易に用くべき諸港緊要至當の規律等談判を遂ぐる

第十一條

開くべき港の日本司人密高奸曲を防ぐた

海舟書屋

相當の規則を立り

第十二條

白身義國の船日本に開きし港に來る時並に規定の稅及し運賃濟す港と出るに水先案内と雇ふ事勝手なる

第十三條

白身義國の高民は開きたる港に品物を輸入し規定の運上濟の證書ありし再し其品物を他乃開きたる港に轉致し陸揚する若重税を取らざる

第十四條

輸入之荷物定例乃運上拂済の上は日本人
其國中亦輸送する共別ニ運上と取立ふ事は

第十五條

外國ノ諸貨幣は日米ノ貨幣と同種ノ同量を
以て通用と爲す
雙方ノ國人互に物價を拂ふ日本と外國と
乃貨幣と用ふに妨ふ

日本の諸貨幣は(銅錢を除く)輸出と爲す

海舟書屋

を得並に外國乃金銀ハ貨幣亦鑄るも滲るも輸出
するを得

第十六條

日米運上所由て荷主申立乃價を好ありと察
する時運上役より相當の價を附け其品を
買入る事と談

荷主若是を否む時運上所由て附き協價
隨て運上代納し其後充てらるに於て其價
を以て直に買上

第十七條

白耳義國乃船日本海岸にて破船又は漂着し
或は危難と適き来ふ事を知らば其所の司人
此れを救ひ厚く扶助を加へて最善乃コニシ
エルに送る渡す也

第十八條

白耳義軍艦用意の諸品を神奈川長崎箱館小
陸揚し倉庫に納め白耳義の番人守護すべし
尤夫の爲め運上を救むる事あり若其品を日
本人又は外國人に賣拂ふ時を買得る人より
規定の運上と日本役所より收む也

海舟書屋

第十九條

日本政府より向後外國の政府及び臣民より許
す應に殊典ある時ハ白耳義政府國民にも
同様乃免許あるを方今確定せり

第二十條

兩國して條約の實地を驗し改革せ人事を求
ふ時を其一年前に通達して再驗と爲す也
其期を凡六年乃後不在る也

第二十一條

白耳義國乃チブロマチーキアゲント及びコニ

シユライル吏人より日本司人より以て公事
乃書通を佛蘭西語と以て書し一此條約
施行の時より五箇年乃間は日本語又ハ和蘭
語乃譯文を添ゆ一

第二十二條

此條約は日本佛蘭西及び和蘭語と以て書し
名翻譯を同義同意ありと雖和蘭譯文成以て
原と見ふ一

第二十三條

此條約を日本大君と白耳義國王との名と印

海舟書屋

ニ以て確定し一本書を用意整ひ次第江戸小於
て取替を為し一

此條約は未だ十一月廿六日(即西洋千八百六十
七年第一月一日)より施行を為し一在本書を其
以前或は其後亦ても取替を為し一

右取極として慶應二年丙寅六月廿二日江戸に
於て雙方委任乃役人等名と記し調印を為者
あり

菊地伊豫守 花押

星野備中守 花押

大久保筑後守 花押

オウキエステ。ト。キント 年記

慶應二年丙寅七月十六日(西曆千八百六十六年

第八月廿五日)調印慶應三年丁卯九月六日

(西曆千八百六十七年第十月三日)於江戸書

交換

伊太利條約

帝國日本大君ニ伊太利國王ト兩國乃間ニ懇

海舟書屋

親乃固を結ひ且其者臣民ノ緊要たる如親航
 海交易の條約ふ及ん事を決し日本大君と
 紫田日向守朝比奈甲斐守牛込忠左衛門ふ此
 事を任し伊太利國王ふカボタイン。テ。フレ
 カット。テ。プレミエル。クラス。ダン。ラ。マリ
 ン。ロヤル。オファイシエ。テ。ロルドル。ロヤル。テイ
 タリ。テ。サイント。モリス。ラサール。シエワリ
 エ。テ。ロルドル。インペリアル。テ。フランス。テ。ラ
 レジオン。ドノール。モツシウル。ウイクトル。アル
 ミンジオンふ命し雙方委任乃書以照應し状

實良好しして其至適たるを見下文乃條々を
合議決定せり

第一條

日本大君と伊太利國王其親族並に世々其互
乃所領臣民無差別永久の平和懇親ありし

第二條

日本大君と伊太利王都に互留を以政事し預
ふ役人を任し並に伊太利國諸港の中にお留
まら諸互締の役人及び貿易と處置を留役人
を必用と鑑み不時を是を任る於事勝手たる

互し其政事し預ふ役人及び預まら諸互締
乃役人を故障なく伊太利國內を旅行せし
伊太利國王は江戸府にお留まらるナプロマチー
キアゲントを緊要と鑑み時々之を命し並に
此條約あり伊太利貿易の爲にお開きまら日本
乃港及び町にお留まらるコニシユライル吏人
を命しし其ナプロマチーキアゲント及び
コニシユルゼ子ラールを故障なく日本國內
を旅行せし

第三條

神奈川長崎箱館乃港及び町是此條約施行の
 日より伊太利臣民交易の爲に用ゝる
 前條乃港及び町に於て伊太利臣民居住は
 事を許さるゝ其者等地所を賃を以て借り又
 其地小在る建物を買ふ事以得且住宅倉庫を
 建ふ事と許さるゝ雖是を建るに托して要害の
 場所を營むるからず
 此規程を守らざる事と證せん爲り其建物を普請
 修補するに當りて日本其筋の役人見分らば
 事當然たる也

海舟書屋

伊太利國乃臣民住居爲る爲め得る所乃地所
 及び建物を營むる場而を其所々の日本役
 人と伊太利コンシユルとめて定むる港々
 規則乃儀も右同様たる也若く同意し得る
 其時其事件と日本政府と伊太利乃チブ口
 マチーキアゲントに示し所置せしむる
 伊太利國乃臣民住居爲る場而乃周圍小を日
 本方めて墻柵を設けを自由乃出入を妨ぐ
 かり日本、開港乃場所に於て伊太利人遊歩
 乃規定左の如し

神奈川 川崎品川乃間亦在て江戸海灣に
注ぐ所の六郷川筋を限とて其外を各方に十
里

箱館 各方に十里

都て里数を港々乃奉行所又各御用所より
陸路乃程度也一里を三千九百十メートル
に同し

長崎 其所の周圍に在る御料所を限とて

第四條

日本に居留する伊太利人は自國乃至其旨を自

海舟書屋

由に信仰し且其居留場内に拜所を營む事障
りなし

第五條

日本に在る伊太利人乃間亦一身又各所持の
品亦付ての事論を都て伊太利目人の裁断た
るに盡し

伊太利人日本人より付て訟ふべき事あらは
ししユル館に赴き其旨を告ぐししユル館に
訟を

日本人より伊太利人亦訟てししユル館に訟を

為其事出是亦コンシユル態に相糺し實
意ふ處置を為し若しコンシユル是と置
難き時日本司人申立俱ふ吟味し當然の
判決を為す也

若し日本人伊太利人に連債ありて償を怠り
又是偽を以て遁走人とす時日本司人は
を裁断し連債と償をせしむる事と務む也伊
太利人日本人に連債ありても伊太利コンシユ
ル是誠處置を為す同格なる也
日本奉約所伊太利コンシユルは雙方國人乃

海舟書屋

連債を償ふ事也

第六條

伊太利人に對し悪事を為せる日本人を日本
司人にて糺し日本法度し隨て罰を為し
日本人或る外人に對し悪事を為せる伊太
利人を伊太利コンシユル或る其為威權ある
公乃伊太利官人ふて糺し伊太利乃法度し隨
て罰を為し裁断は雙方に於て偏頗なく正
直に取捌く也

第七條

此條約に添たる後則の規律と犯せざる過料又ハ
取揚品を吟味乃為め伊太利のコンシユライル
吏人に相達し其吏人吟味し過料又ハ取揚品
を都て日本政府に屬せしむ

第八條

伊太利人日本の開港に於て自國の品物と勿
論他國の品物もて日本禁止の品とあらざ
る交易の諸品物と輸入し賣拂又ハ買入る自
國又ハ外國の港へ輸出を自由とする
制禁外の品物規程の運上納済の上は吾他乃

海舟書屋

運上と拂ふ事とす

伊太利人日本人と品物と賣買する事並に受取
拂方とも都て故障なく日本役人は其合と
其諸日人差別なく伊太利人より諸品を買
ひ得是と所持し又ハ再ひ是と賣ふ共俱に妨
とす

第九條

日本に在留する伊太利人は日本と雇ひ是
を法度不於て禁せざる諸用に給ふ事日本
政府不於て是と妨げざる

第十條

此條約の添を係税則約書は條約の一部として雙方共々墮く相守る也

日本に在る伊太利國のゲプロマチーキアゲントと日本政府より委任乃彼人と相接し此條約に附屬する税則の趣意を施行する為め交易小用く及き諸港に緊要至當の規律等を立於權ある也

第十一條

各開港の日本司人密商奸曲を防ぐため相當

海舟書屋

乃規則を立也

第十二條

伊太利國の船日本の開きし港小来る時入港乃為め水先案内を雇ふ事勝手たる也並に同小船規定の租税及び運賃拂済にて港と出る時も同様たる也

第十三條

伊太利國の高民を用きたる港小品物と輸入し規定の運上納品乃とは運上所より其證書を得る事勝手たる也再い其品物を他乃用けら

港小轉致一陸揚と海共二重乃稅之取之と海
と

第十四條

伊太利人より開港場小輸入せし荷物定例の運
上押取乃至は日中人より國中何方に輸送せし
去別小運上又も通例輸稅を互立る事とす

第十五條

外國乃諸貨幣は日本の貨幣と同種乃同量或
以て通用と爲し
雙方の國人互し物價を拂ふ日本と外國と

乃貨幣と用るに妨とす

諸貨幣を(日本銅錢を除く)輸出せる事を得並
小外國の金銀を貨幣に鑄るも餘りなく輸出
せし事を得とす

第十六條

日本運上所の司人荷主申立の價を好ありと
察する時を其司人より相當の價を附し其附
た取價より其品を買入る事と談とす
荷主若是と否む時を運上所より附する價
從て運上納むとす兼元と改ふ於ては其價

を減少せしむ直し買上極し

第十七條

伊太利國乃船日本海岸にて破船又は漂着し
或は危難と道を見失ふ事と知らず其所乃司人
是以救ひ厚く扶助を加へ最寄のコンシエ
ルに送還せしむ

第十八條

伊太利軍艦用意の諸品は神奈川長崎箱館小
陸揚し倉庫に納め伊太利の番人守護せしむ
尤夫の爲め運上税收む事なく若し其品を

日本人又は外國人より賣拂ふ時を買得ば人
より規定は運上を日本没所より收む極し

第十九條

日本政府より既に外國の政府及び臣民より許
し又は以後何の國より其許さんと其例殊典
と伊太利政府及び臣民も此條約施行乃日
より同様の免許あるべきを方今確定せり

第二十條

兩國の條約の實地を驗し全備する爲し改
革せむ事を求む時を其一年前より通達して再

驗を爲し、西一千八百七十二年
七月一日を期として

第二十一條

伊太利國のチプロマチーキアゲント及コンシ
エライル吏人より日本司人にいたる公事乃
書通は佛蘭西語伊太利語と以て書し、西
此條約施行の時より五箇年の間を和蘭語或
は日本語乃譯文と添ゆ

第二十二條

此條約は都合七通にして日葡伊太利語各

海舟書屋

二通及び佛蘭西語三通を添えり其文も同より同義
同言たりと雖佛蘭西語を以原と見ゆる

第二十三條

此條約は日葡伊太利國王との名と印とにて
確定し、本書を用意整ひ次頁江戸に於て
此條約は西十一月廿六日(即西洋千八百六十七年
一月一日)より
施行す

右左極こして慶應二年丙寅七月十六日江戸
小政で雙方委任乃全權等名を記し調印す
者あり

柴田日向守 花押

朝比奈甲斐守 花押

牛込忠左衛門 花押

ウイクトル。アルミンジョン 手記

慶應二年丙寅十二月七日(西曆千八百六十七

年第一月十二日)於江戸調印慶應三年丁卯

九月四日(西曆千八百六十七年第一月一日)

於江戸本書交換

海舟書屋

丁抹條約

帝國日本大君と丁抹ファアンダーレニ。カータ
 ス國五スレースウエーキ。ホルステイン。スト
 ルマルニ。シイットマルセス。ラウエンボルグ。オ
 ルデンビュルグ侯キリスチアン第九世と兩國
 乃間に懇親の因を結び且其者臣民亦緊要た
 る和親航海交易の條約不及と人事を決し日
 本大君を柴田日向守栗本安藝守大久保帯刀
 小此事を任し丁抹國王をクリットル。オルテ
 ファンデン。子ードルランドセン。レーウー日本在

留和蘭國王乃ホリチーキアгент兼コミニ
エルゼ子ラール。ジイルク。デ。ガラーフ。ファン。
ボルスブルックに命し雙方委任の書以照應
し状實良好しして其至適なるを見下文の條
々を合議決定せし

第一條

日本大君を丁抹國王其親族並に世々と其互
小所領臣民無差別永久の平和懇親あるを

第二條

日本大君をコッペンハーゲン(丁抹王都)府

海舟書屋

在留を係政事に預る役人と任し並に丁抹國諸
港乃中に在留を係諸所締乃役人及び貿易を
處置を該役人を必用と鑑る時を是を任し
し其政事に預る役人及び預るべき諸所締乃
役人を故障なく丁抹乃國內と旅行し
丁抹國王を江戸府に在留するがプロマチー
キアгентを緊要と鑑る時を之を命し並に
此條約して丁抹貿易の高ふ開きたる日本乃
港及び町に在留を係コミニユライル吏人を
命し並し其がプロマチーキアгент及び

ニシユルゼ子ラールを故障なく日本國內を
旅行するに

第三條

神奈川長崎箱館乃港及び町は此條約施行乃
日より丁抹臣民交易の爲小開くを前條の
港及び町に於て丁抹臣民居住に依る事を許す
に其者等地方を賃を以て借り又其地方に在
る建物を買ふ事を得且住宅倉庫と建物を
許すに雖是を建るに於て要害に場所を營
むるは此規定に守る事と證せん爲小其

海舟書屋

建物を普請修補するに當て日本其筋乃役人
見分を依る事當然なるに

丁抹國乃臣民住するに爲め得る所乃地所及
ひ建物を營むるに其所々乃日本役人と
丁抹コンシユルとて定むるに港々規則乃
候も右同様なるに若し同意し得るに時を
其事件を日本政府と丁抹のチフコチ
キアゲンに示し處置せしむるに

丁抹國乃臣民住するに爲め場所の周圍は日本
の方より塙柵を設るに自由乃出入を妨く

から以日本開港乃場所小於て丁抹人遊歩乃
規程左々如し

神奈川 川崎品川の回小ありて江戸海灣
迄く所乃六郷川筋を限とし其外々各方は十
里

箱館 各方は十里

都て里數を港々此奉行所又各所用所より陸
路の程度を以

一里を佛蘭西尺の三千九百十メートルに同し
長崎 其所の周圍小あり所料所を限ると

海舟書屋

第四條

日本に居留する丁抹人を自國の宗旨と自由
小信仰し且其居留場内小拜所と營む事障り
也

第五條

日本に在る丁抹人乃回小一身又各所持品
就ての爭論を都て丁抹司人の裁断たる處し
丁抹人日本人小於て訟ふる事あらはコ
ンシエル館小起き其旨と告ぐ處しコ
ンシエルの上實意に處置する

日本人より丁抹人になつてコニシエルの訟を爲
 其事あるも亦コニシエルの懇小紀一實意小所置
 す一若一コニシエルの是を所置一難き時は
 日本司人に申立俱小吟味一當然乃判断を爲
 且一
 若一日本人丁抹人小連債ありて償を忘り又
 是偽を以て適主人と是時日本司人は是を
 裁斷一連債を償え一む事と務む一丁抹
 人日本人丁連債あるも丁抹コニシエルの是を
 所置是も是同様と致し

海舟書屋

日本奉行所丁抹コニシエルの雙方國人の連債
 を償ふ事也一

第六條

丁抹人に對一惡事と爲せば日本人を日本司
 人小て紀一日本法度小隨て罰を處一
 日本人或は外國人に對一惡事と爲せば丁抹人
 コニシエルの或は其爲の威權ある公乃丁抹官
 人小て紀一丁抹乃法度小隨て罰を處一裁斷
 是雙方に於て偏頗なく正直小取捌く一

第七條

此條約に添ふ不税別の規律を犯せば過料亦
是取揚品を吟味乃為り丁抹のコンニエライ
ル吏人に相達し其吏人吟味し過料又を取
揚品を都て日本政府に屬を盡し

第八條

丁抹人日本乃開港し於て自國の品物ハ勿論他
國乃品物もて日本禁止の品ハ非も交易乃
諸品物を輸入し賣拂又も買入れ自國又も外
國此港へ輸出も事自由なるべし
制禁外乃品物規定の運上納済の上は其他乃

運上を拂ふ事也

丁抹人日本人と品物を賣買する事並に請取
拂方共都て故障なく日本役人是より立合ふを
諸日本人差別なく丁抹人より諸品を買得是
を所持し又も再び之を賣ふ共無妨也

第九條

日本に在留する丁抹人を日本人と雇ひ是は
法度に於て禁せざる諸用も給ふ事日本政
府も於て之を妨げざる也

第十條

此條約不添き各稅則約書の條約の一部として雙方共に堅く相守るるに

日本に在る丁抹國乃チプロマチーキアゲントは日本政府より委任乃彼人と相接し此條約に附屬する稅則の趣意を施行する為め交易不開く爲き諸港に緊要至當の規律と建る權あふるに

第十一條

各開港乃日本司人密高奸曲を防く爲め相當の規則を立るに

海舟書屋

第十二條

丁抹國の船日本乃開く港に來る時入港乃爲り水先案内に雇ふ事勝手なるに並不同國船規定の租稅及び通債拂濟して港を出る時も同様たるに

第十三條

丁抹國乃商民を雇きたる港に品物を輸入し規定の運上納濟乃上運上所より其證書を得る事勝手たるに再び其品物を他の開けず港に轉致し陸揚をふ共二重の稅を取るに

第十四條

丁 抹人より開港場に輸入せし荷物定例乃運
上拂済の上日本入る里國中何方より輸送せ
る共別小運上又是運輸税を互立り事也

第十五條

外國乃諸貨幣を日本乃貨幣と同種乃同量を
以て通用とす
雙方の商人互に物價を拂ふに日本と外國と乃
貨幣を用ふに妨事

諸貨幣を(日本銅錢を除く)輸出は事を得並
に外國乃金銀を貨幣と鑄るも鑄るも輸出
は事を得也

第十六條

日本運上所の商人荷主申立乃價を好ありと
察する時其商人より相當の價を附す其附
たる價より其品を買入る事と談を願
荷主若し之を否む時運上所より附けたる
價より從て運上納むる兼允は事
其價を減せし直し買上願

第十七條

丁抹國乃船日本海岸して破船又は漂着し或
る危難を遭ふ事と知らば其所の司人は是
を救ひ厚く扶助を加へ最寄のコンニエル
に送るべきを要す

第十八條

丁抹軍艦用意の諸品は神奈川長崎箱館小陸
揚し倉庫に納め丁抹乃番人守護せしむるを
要す運上は收むる事とす若し其品を日本人
又は外國人が賣拂ふ時を買得る人より規定

乃運上を日本使所へ收むる

第十九條

日本政府より既し外國の政府及び臣民の許
し又は以後何の國より共許せんとす殊典
とす丁抹政府及び臣民も此條約施行乃日と
す同様の免許あるべきを方今確定せり

第二十條

兩國して條約乃實地を驗し全備を致し爲し改
革とせん事を求むる時を其一年前より通達し
再驗と爲し應し尤來壬申年（一千八百七十二年）

第七月一日)を期に互に

第二十一條

丁抹乃デプロマチーキアгентト及びココニ
エライル吏人より日本司人小以たる公事乃
書通に佛蘭西語と以て書きて一に此條約施
行乃時より五箇年の間を和蘭語或は日本語
乃譯文と添ふ

第二十二條

此條約を都合四通ふして日本語三通和蘭語二通に認む
互に其文を固より同義同意ありと雖和蘭語

海舟書屋

を以て原と見ふ

第二十三條

此條約を日本大君と丁抹國王との名を印と
して確定し本書を用意整ひ次第江戸に於て
取替む

此條約を丁卯年五月廿九日(即西洋千八百
六十七年第七月一日)より施行す一に
其日限を或は其後ふても取替む
右取替むして日本慶應二年丙寅十二月七日
(即西洋千八百六十七年第一月十二日)江戸

於て雙方委任の全權等名を記し調印する者也

柴田日向守 花押

栗本安藝守 花押

大久保帶刀 花押

ファン、ボルスブルック 手記

開國起原卷二十一

